

各政令市議会基本条例における「目的」についての比較表(参考)

NO	政令市	目的	備考	施行日
1	さいたま市	この条例は、さいたま市議会（以下「議会」という。）及びさいたま市議会議員（以下「議員」という。）の責務、活動の原則、組織、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係等について明らかにするとともに、自主的かつ自律的な議会運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の使命を果たすことにより、市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的とする。	（議会の責務） 第2条 議会は、市民の意見の把握と調整を図り、様々な解決の方策の中から市民福祉の向上と市の発展のための適切な選択をし、及び議論の過程を積極的に公開することに努めなければならない。 （議員の責務） 第3条 議員は、市民の代表者としての品位を保持し、能力の向上に努めるとともに、市民の意見を的確に把握し、広い視野から情報収集を行い、市民全体の利益を勘案して職務を行わなければならない。	H22.4.1
2	川崎市	この条例は、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。		H21.7.1
3	名古屋市	この条例（以下「議会基本条例」という。）は、地方自治の本旨に基づき、市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定めることにより、市長及び議員がともに市民により選出される二元代表制の下での議会と議員の役割を明らかにするとともに、市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会を作り上げることを目的とする。		H22.3.29
4	新潟市	この条例は、議会に関する基本となる事項を定め、議会の役割と責務を果たし、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とします。		H23.4.1
5	広島市	この条例は、本市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び基本方針を定め、議会及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確にこたえ、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。	（基本理念） 第2条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。	H22.12.20